

看護教育研究学会誌投稿規定

1. 投稿者の資格

投稿する者（共著者を含む）は、本学会会員に限る。
但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

2. 論文の種類

1) 投稿論文は、未発表のものに限る。学術雑誌に未投稿の学位論文は本投稿規定における論文とはみなさず、学術集会での発表も学術雑誌の掲載ではないので未発表とみなす。

2) 論文の種類の内容

[原 著] : 研究論文のうち、研究そのものが独創的であり、看護学の知識として意義が明らかな論文をいう。

[研究報告] : 内容が原著には及ばないが、研究結果の意義があり、看護学および近接領域の発展に寄与すると認められた論文をいう。

[資 料] : 看護学および近接領域に関わる研究を通して得られたもので、資料として発表する価値のある論文をいう。

[総 説] : 看護に関する特定の課題について、多面的に内外の知見を集め、あるいは文献等にて総合的に学問的状况を解説し、考察した論文をいう。なお、システムティックレビュー、概念分析は総説に該当する。

[実践報告] : 看護・教育に関する実践報告で、発表の価値が認められる論文をいう。

[特別寄稿] : 編集委員会が依頼した論文等をいう。

3. 論文執筆要領

1) 原稿の書き方

(1) 原稿の種類

和・英の論文表題名、著者名、所属、キーワード（5語以内）、要旨（和文、400字程度）
Abstract（英文、250語以内）

原則として原稿はワードプロセッサで投稿する。また、原稿の内容を電子メールで提出する。

(2) 図・表は本文中に挿入し、そのまま製版できるものとする。図は下方に、表は上方に、それぞれ番号とタイトルをつける。

写真は原則として鮮明なものとする。

(3) 英数字は半角とし、数字はアラビア数字を用い、数量の記号は、m, cm, mm, kg, %などを用いる。

(4) 文献の掲載方法は米国心理学会（American Psychological Association, APA）発行の『Publication Manual of the American Psychological Association』に準拠して行う。2人までの著者の場合は、本文中で繰り返し（織田・豊臣, 2001）等と用い、3人以上5人以下の著者の場合は、最初の引用時は（武田・上杉・北条・源・平, 2015）と使用し、それ以降の引用では（武田ら, 2015）と記載する。6人以上の著者の場合は、最初の引用時から（徳川ら, 2017）と記載する。

(5) 文献リストは著者が7人までの場合は、すべての著者を記載し、8人以上の場合には、最初の6人の著者の名前を列挙した後に省略記号（. . .）を挿入し、最後の著者名を加える。文献リストの書誌情報は、著者名のアルファベット順の一覧として表示する。

例)

①雑誌掲載論文の場合

著者名（西暦発行年）. 論文の表題. 雑誌名, 巻（号）, 開始ページ-終了ページ.

②単行本（全体）の場合

著者名（西暦発行年）. 書籍名. 出版地：出版社名.

③編者のある単行本の一論文の場合

著者名（西暦発行年）．表題．編集者名（編），書籍名（pp. 引用箇所を開始ページ-終了ページ）．出版地：出版社名．

④翻訳本の場合

原著者名（原書出版年/翻訳書出版年）．翻訳者名（訳），翻訳書書籍名．出版地：出版社名．

⑤Webサイトの場合

著者名（西暦掲載年）．Webページ題名．Webサイトの名称．URL．閲覧日

(6) Abstract は，原稿の種類に関わらず全ての論文に必要となる．その際，ネイティブチェックを受けた証明書（書式自由）を添付する．

2) 原稿の長さ

原稿：A 4 版，横書き

1 ページの字数 1 行目22字×2（段組み）=44字 1 ページ 40行とする．

本文は10枚以内とする．（図表を含む）

3) 原稿には表紙を付し，表題，英文表題，著者名（ヘボン式），所属機関名，図，表および写真等の枚数を書き，下半分には，赤字で希望する原稿の種類，別刷必要部数，編集・査読委員会への連絡事項および連絡者の住所氏名などを付記する．

4. 投稿の際に遵守すべき研究倫理

1) 人を対象とする研究に関しては，対象者の人権に配慮するとともに，研究の実施に当たって講じられた倫理的配慮について投稿論文に明記する．

2) 人を対象とする研究に関しては，原則として，研究倫理審査委員会で承認を受け，承認番号を本文中に明記する．所属先に倫理審査委員会がない場合は，それに代わるものの承認を得ていることを明記する．

3) 捏造，改ざん，盗用は，研究遂行における非倫理的行為で，研究者として決して行ってはならない．

4) 投稿論文は，国内外を問わず，他の出版物に既に発表，あるいは投稿されていないものに限る．重複投稿，二重投稿，分割投稿は禁止する．

5) 当該研究の遂行，また論文投稿の際，上記に関して研究倫理に反する行為が発覚した場合は厳正に対処する．

5. 利益相反

当該研究の遂行や論文作成における利益相反の有無を論文の末尾（引用文献の前）に明記する．例えば，利益相反となるような経済的支援を受けた場合には，その旨を記載し，受けていない場合には，「本研究における利益相反は存在しない．」と記載する．

論文を投稿する際，指定書式の利益相反自己申告書（筆頭著者及び共著者全員分）を編集委員会に提出する．

6. 著作権

掲載論文の著作権は，看護教育研究学会に属する．他誌に文章・図・表などを転載するときは本学会の承諾を必要とする．本誌の論文を機関リポジトリに登録する場合は，編集委員会に連絡し，編集委員長からの許可を得る必要がある．

7. 原稿の受け付けおよび採否

投稿原稿の採否，及び論文の種類は査読委員会の査読および編集委員会により決定する．

8. 校正

校正は、著者校正を1回行い、その後編集委員会が責任校正を行う。

9. 学会誌におけるランニングタイトル

学会誌への掲載決定時は、10字程度のランニングタイトルを投稿者が決め、編集委員会に申し出る。

10. 投稿データの管理

本学会に投稿された原稿および電子媒体は厳重に管理し、学会誌掲載目的以外には使用しない。また学会誌発行後は破棄する。

11. 投稿先

看護教育研究学会編集委員会

E-mail ; journal@nihonkango.jp

- 1) 編集委員会でメールを受け付け、投稿を確認した日を原稿受付日とする。なお著しく執筆要項を逸脱したものは事務的に返却し、形式が整った時点を受付日とする。
- 2) 査読後、受理された論文は、査読委員会および編集委員会にて論文の種類を決定し、「論文審査結果」として通知する。

12. 投稿者が負担すべき費用

別刷料 別刷はすべて実費を投稿者負担とする。

その他 図・表・写真等、印刷上特別な費用を必要とする場合は投稿者負担とする。

附 則

この規定は、平成22年4月13日から施行する。

この規定の改訂は、平成22年12月9日から施行する。

この規定の改訂は、平成24年3月8日から施行する。

この規定の改訂は、平成25年12月7日から施行する。

この規定の改訂は、平成26年6月21日から施行する。

この規定の改訂は、平成28年12月20日から施行する。

この規定の改訂は、平成30年3月5日から施行する。

この規定の改訂は、令和元年5月18日から施行する。

この規定の改訂は、令和3年5月20日から施行する。

この規定の改訂は、令和3年8月27日から施行する。

この規定の改訂は、令和3年9月30日から施行する。

この規定の改訂は、令和3年12月2日から施行する。

この規定の改訂は、令和4年4月22日から施行する。